

藤里町移住定住支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町への移住定住の促進を図るため、予算の範囲内において藤里町移住定住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤里町財務規則（平成元年藤里町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 秋田県外在住者であつて藤里町への移住をしようという意思がある者をいう。
- (2) 移住 県外から転入し、町内に生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 空き家バンク 町内に存する空き家（居住を目的とする建築物であつて、現に居住の用に供されていないものをいう。）の賃貸又は売却を希望する所有者等から提供された空き家の情報を移住希望者に提供する町の制度をいう。

(補助金対象事業)

第3条 次に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、町長が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。補助対象事業、補助対象要件及び対象者、補助対象経費、補助金の額は、別表のとおりとする。

- (1) お試し移住ツアー参加促進事業 移住希望者で藤里町が主催する移住ツアーに参加した者の交通費を支援する事業
- (2) 家財道具等処分支援事業 移住することを目的として空き家バンク登録物件の家財道具等の片付けを支援する事業
- (3) 引っ越し支援事業 移住することを目的として町内の住宅に引っ越す者に対し、その引っ越しを支援する事業
- (4) 住宅新築・空き家改修等事業 移住し住宅を新築又は空き家バンク登録物件を改修及び購入を支援する事業
- (5) 普通自動車免許取得支援事業 町に移住してから1年以内の者で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車運転免許（以下「免許」という。）を取得する者に対し、その免許の取得を支援する事業

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、この要綱その他の町の制度又は国、県その他の機関の制度により補助を受けた、又は受ける場合は、補助対象事業としないものとする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤里町移住定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、次の各号に掲げる補助事業の区分の応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

- (1) お試し移住ツアー参加促進事業 移住ツアー終了日から20日以内の日
- (2) 家財道具等処分支援事業 家財道具等を処分する以前の日
- (3) 引っ越し支援事業 引っ越しを行う以前の日
- (4) 住宅新築・空き家改修等事業 補助対象工事等の着手以前の日
- (5) 普通自動車免許取得支援事業 免許取得日から20日以内

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めた場合は、藤里町移住定住支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、藤里町移住定住支援事業補助金変更等申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。

(交付決定の変更等)

第7条 町長は、補助金の交付決定を変更し又は取り消したときは、藤里町移住定住支援事業補助金交付決定変更等通知書(様式第5号)により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了後、速やかに藤里町移住定住支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、補助対象経費に係る領収書とその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 町長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を審査した上、補助金の額を確定し、藤里町移住支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した時は、補助金の交付を取消し、また既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させるものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 第3条第1項第2号の事業に該当する者が、補助金を受けた日から起算して3年以内に補助対象住宅から転居したとき。
- (3) 第3条第1項第3号及び5号の事業に該当する者が、補助金を受けた日から起算して3年以

内に町外に転出したとき。

- (4) 第3条第1項第4号の事業に該当する者が、補助金を受けた日から起算して5年以内に当該住宅を譲渡し、交換し、又は貸付したとき及び当該住宅に居住しなくなったとき。
- (5) この要綱又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。
- (6) 補助対象事業が完了できないとき。

2 前項の規定により返還請求を受けた者は、当該返還請求を受けた日から60日以内に請求された額を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱により交付決定をした補助金については、第10条の規定は、同日後もなおその効力を有するものとする。

別表

補助対象事業	補助対象要件 及び対象者	補助対象経費	補助金の額
お試し移住 ツアー参加 促進事業	県外在住者で藤里町が主催する 移住ツアーに参加した移住希望 者	移住ツアー集合場所までの交通費 の自己負担分。 ・公共交通機関を利用した場合は、 居住地から集合場所までの往復の 経費。グリーン車等の運賃、航空機 の特別料金等は対象外。 ・自動車を利用した場合は、4月か ら10月までは20円/km、11月か ら3月までは22円/kmで積算す る。高速道路の使用にかかる経費 も対象。	補助対象経費 の2/3以内 上限3万円
家財道具等 処分支援事業	・空き家バンクに登録している 物件の所有者で賃貸借契約又は 売買契約が成立した者。 ・登録物件の賃貸借契約又は売 買契約が成立した者で、賃貸、売 買物件に3年を超えて定住する 意思のある40歳未満の者、また 40歳未満の世帯員がいる者。	当該物件の残存する家財道具等の 処分・搬出に要する経費。 1物件につき1回のみ対象。	補助対象経費 の1/2以内 上限10万円
引っ越し 支援事業	移住することを目的として町内 の家屋に引っ越す者で3年を超 えて居住しようとする40歳未満 の者、また40歳未満の世帯員が いる者。	引っ越し事業者又は運送業者に支 払う引っ越し代金。	補助対象経費 の全額 上限5万円
住宅新築・空 き家改修等事 業	40歳未満の者、また40歳未満の 世帯員がいる者で移住すること を目的に住宅を新たに建築、又は 空き家バンクに登録されている 家屋を改修又は取得する者で当 該物件に5年を超えて居住しよ うとする者。	・新築工事に要した経費 ・改修工事に要した経費 ・住宅の購入に要した経費	補助対象経費 の1/2以内 上限 新築150万円 改修100万円 購入50万円 中学生以下の 子と同居の場 合は、子一人に つき10万円を 加算する。
普通自動車免 許取得支援事 業	町内に移住してから1年以内の 40歳未満の者が免許を取得す る場合で3年を超えて居住しよ うとする者。	教習機関経費(入校料、教習料及び 検定料)	補助対象経費 1/2以内 上限 15万円

備考

- ただし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- 補助金の交付は、同一世帯(申請者の属する世帯)につき補助金の種類ごとに1回限りとする。